

家庭用防犯機器等設置費補助金交付規程 Q&A

1 制度全般に関すること
Q1 補助の目的は何ですか。
A 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であり、近年、匿名・流動型犯罪グループによる強盗、窃盗等の犯罪が発生するなど市民を取り巻く犯罪情勢が変化していることを踏まえ、市民の自主的な防犯対策を促進し、住宅への侵入犯罪その他の犯罪の未然防止を図ることを目的とします。
2 補助対象者に関すること
Q1 補助対象者の条件は何ですか。
A 申請時点において、本市に居住し、住民基本台帳に登録されており、次の要件をすべて満たす方が対象です。 ・補助対象防犯機器等を設置する市内の住宅の所有者又はその同一世帯員、若しくは賃借人又はその同一世帯員であること ・申請者及び同一世帯員に市税等の滞納がないこと ・暴力団員等又はその密接関係者に該当しないこと ・申請者及び同一世帯員のうち、過去にこの補助金の交付を受けた方がいないこと ※住宅の所有者以外の方が申請する場合は、当該住宅の所有者の同意が必要です。 ※補助金の交付は、<u>1世帯につき1回限り</u>です。
Q2 那須烏山市に転入してきました。住民登録前の購入は対象となりますか。
A 対象となります。申請時点において、市内に居住し、市の住民基本台帳に登録されており、その他の補助要件を満たしている場合は、住民登録前に購入した補助対象防犯機器等であっても補助対象となります。
Q3 世帯主でなくても申請できますか。
A 規程第4条の要件を満たす同一世帯員であれば申請できます。
Q4 2世帯住宅は対象ですか。
A 住民基本台帳の世帯が分かれていれば、それぞれの世帯で1回ずつ申請することができます。ただし、一度申請した機器の経費については、重複申請はできません。
Q5 賃貸住宅に住んでいても対象ですか。
A その住宅の所有者の同意があれば可能です。 ※申請の際には、住宅所有者の同意書兼誓約書の添付が必要です。
3 補助対象機器等に関すること
Q1 補助対象となる防犯機器等は何ですか。
A 家庭用防犯カメラ（これに付随する映像表示装置、SDカード、ハードディスク等の記録媒体等の関連機器を含みます。）、防犯カメラを設置している旨の表示物及びセンサー付きライトが対象です。ただし、スマートフォン、タブレット端末、パソコン等の汎用性の高い機器は対象外です。

Q2 補助対象防犯機器等に購入台数の制限はありますか。
A ありません。同一の防犯機器等を複数台購入しても補助対象となります。
Q3 補助対象となる防犯機器等に要件はありますか。
A 次の要件を満たす必要があります。 ・新品であること ・自らが居住する市内の住宅の敷地内に設置するものであること ・補助対象期間内に購入し、かつ、設置が完了していること ※なお、家庭用防犯カメラについては、撮影範囲が住宅の敷地内であることが原則です。住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の所有者又は使用者に説明し、同意を得て設置する必要があります。
Q4 中古品、新古品、リース品も対象となりますか。
A 対象外となります。補助対象となる防犯機器等は新品に限ります。また、リース又はレンタルにより設置するものも対象外です。
Q5 併用住宅（店舗兼住宅）の場合は対象となりますか。
A 対象となります。ただし、自らが居住する住宅の敷地内に設置するものであり、その他の補助要件を満たしている必要があります。
Q6 申請者と使用者が異なっても対象となりますか。
A 申請者と同一世帯の方が使用する場合は対象となります。ただし、申請者が居住する住宅の敷地内に設置するものであり、その他の補助要件を満たしている必要があります。
4 補助対象経費に関すること
Q1 補助対象経費は何ですか。
A 補助対象機器等の購入及び設置に要した経費が対象となります。ただし、次の経費は対象外です。 ・補助対象機器等の賃借（リース又はレンタル）に係る経費 ・配送に係る経費 ・消費税及び地方消費税に相当する額 ・ポイント又はクーポン券（市長が別に定めるものを除く。）で支払った額
Q2 対象機器を2回に分けて購入しました。どちらが対象となりますか。
A 補助対象期間中に購入し、かつ、設置が完了した補助対象機器等であれば、複数回に分けて購入した場合でも、1回の申請にまとめて申請することができます。 なお、補助金の交付は1世帯につき1回限りとなりますので、必要な補助対象機器等の購入及び設置がすべて完了した後に申請してください。
Q3 購入時に使用したポイントやクーポン分は補助対象経費に含まれますか。
A 補助対象経費に含まれません。4-Q1のとおり、対象機器等の購入及び設置費用の実支出額で判断するため、販売店等で商品代金等から割引があった場合や、クーポンによる割引、ポイント等を使用した場合は、割引後の支払金額を補助対象経費として計算します。

Q4 購入に伴い付与されるポイントは本体購入費用から減額されますか。
A 補助対象経費からの減額はしません。
Q5 那須烏山市プレミアム付商品券（わくわく商品券）を使用して購入した場合、申請はできますか。
A 商工会が発行するプレミアム付商品券（わくわく商品券）は補助対象経費（市長が別に定めるものに該当）のため、申請できます。
Q6 クレジットカードや電子マネー決済などで支払った場合、対象となりますか。
A 対象となります。ただし、レシート又は領収書（購入費用の内訳が分かるもの）の写しが必要となりますので、購入の際に販売店等に領収書等の発行について確認してください。
Q7 補助対象機器と対象外機器を同時に購入しました。どのようにすればいいですか。
A 対象機器のみの金額を申請してください。 ※レシート又は領収書で、対象機器と対象外機器が明確に確認できる必要があります。
5 対象店舗に関すること
Q1 購入する店舗に条件はありますか。
A 購入する店舗について、市内・市外の制限はありません。また、インターネット通販やネットオークションで購入した場合も、新品であることや必要な書類を提出できることなど、その他の補助要件を満たしていれば対象となります。 なお、申請の際には、購入金額や内訳が確認できる領収書等の写し及び製品名・型番等が確認できる書類が必要です。
Q2 インターネットでの購入は対象となりますか。
A 5－Q1のとおりです。
Q3 ネットオークションでの購入は対象となりますか。
A 5－Q1のとおりです。
6 補助額に関すること
Q1 補助額はいくらですか。
A 補助対象経費の3分の2の額を補助します。補助額の上限は3万円で、1,000円未満の端数は切り捨てます。 【補助金の計算例】 ・防犯カメラ 44,000円（内税4,000円） ・センサー付きライト 5,500円（内税500円） ・設置工事費 11,000円（内税1,000円） の場合 消費税及び地方消費税に相当する額を除いた補助対象経費は、 40,000円＋5,000円＋10,000＝55,000円

$55,000 \times 3 \text{ 分の } 2 = 36,666 \text{ 円} \Rightarrow 1,000 \text{ 未満の端数を切り捨て} \Rightarrow 36,000 \text{ 円}$

補助額の上限は 30,000 円であるため、補助額は 30,000 円となる。

7 対象期間・申請受付期間に関すること

Q1 いつからの購入が対象ですか、既に購入してしまった製品は対象となりますか。

A 令和8年9月15日から令和9年2月26日までの期間内に購入、かつ設置したものが対象となります。令和8年9月14日以前に購入したものは対象となりません。

Q2 購入対象期間前に契約をした場合は対象となりますか。

A 契約日が補助対象期間前であっても、令和8年9月15日以降に購入し、その他の補助要件を満たしている場合は対象になります。

なお、購入日は、補助対象機器等の購入費用を支払った領収書等の日付により判断します。

Q3 令和9年2月に購入した製品の設置が令和9年2月26日以降に終了した場合は対象になりますか。

A 対象外となります。

Q4 申請受付期間はいつですか。

A 令和8年9月15日から令和9年2月26日までです。

Q5 申請できるのはいつからですか。

A 補助対象機器等を購入し、かつ、設置が完了した後に申請ができます。申請の際には、領収書の写し、補助対象機器等の保証書の写しその他製品名・型番等が確認できる書類及び自らが居住する市内の住宅の敷地内に設置したことが分かる写真など、必要な書類を添付してください。

Q6 この制度はいつまで行いますか。

A 令和9年2月26日までとなります。当該期日までに購入し、かつ、設置が完了した補助対象機器等が対象です。ただし、申請受付期間内であっても、補助金の交付決定額が予算額に達した場合は、受付を終了します。